

iNat2025ナレッジ集



国の研究開発プロジェクト成果の 社会実装を円滑化

～プロジェクト終了後の知財の取扱い方のポイント～



知財は ここから。

目次

はじめに	1
1 iNatの概要	2
2 プロジェクト終了に向けた知財活用支援項目	3
3 プロジェクト終了後の知財の取扱い方のパターン	4
1 コンソーシアム、管理団体を作って管理	5
2 パテントプール会社に委託	9
3 スタートアップに引き継ぐ	14
4 後継プロジェクトに移管	19
5 出願元が引き取って個別管理	22
4 プロジェクト終了後の知財の取扱いを 円滑にするための方策	25
参考資料	28
ナレッジの索引	29

はじめに

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）においては、革新的な研究開発成果の創出が期待され、我が国のイノベーションの促進、研究開発成果の社会実装による国際競争力の向上が期待されています。

プロジェクト成果を社会実装する上で、プロジェクト終了後の知財の取扱い方を適切に定めることが非常に重要となります。

本冊子では、プロジェクト終了後の知財の取扱い方を5つの基本的なパターンに分類しました。これらのパターンは、これまで多くのプロジェクト支援を行ってきた知財戦略プロデューサーの経験を元に整理したものです。それぞれのパターンを具体的にイメージしやすいように仮想事例を記載し、パターンで生じ得る代表的な課題を挙げ、それぞれの課題の解決案を提示しました。

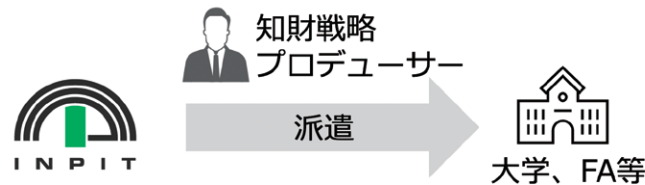
第1章では、iNatの概要について説明します。第2章では、プロジェクト終了に向けてどのような知財支援が必要になるかを「知財の棚卸」、「取扱方針策定」、「知財の活用促進」、「知財の移転支援」、「プロジェクト終了後の管理・運用・活用」に分けて概説し全体像が把握できるようにします。第3章は、本冊子のメインパートであり、まずプロジェクト終了後の知財の取扱い方を5つのパターンに分類し、それぞれのパターンについて概要を説明した後、プロジェクト終了後の知財の取扱い方のパターン毎に仮想事例を記載し、各事例で生じ得る課題を挙げ、それぞれの課題の説明と解決策をナレッジとして提示します。第4章では、プロジェクト終了後の知財の取扱いを円滑にするための方策として、プロジェクト終了後の知財の取扱いについて知財合意書に記載することを仮想事例で説明し、知財合意書に盛り込むべき内容をナレッジとして提示します。

プロジェクトリーダーや公的資金提供機関の担当職員をはじめ、プロジェクトの関係者の皆様が知財マネジメントを検討する際に、ぜひお役立てください。

1

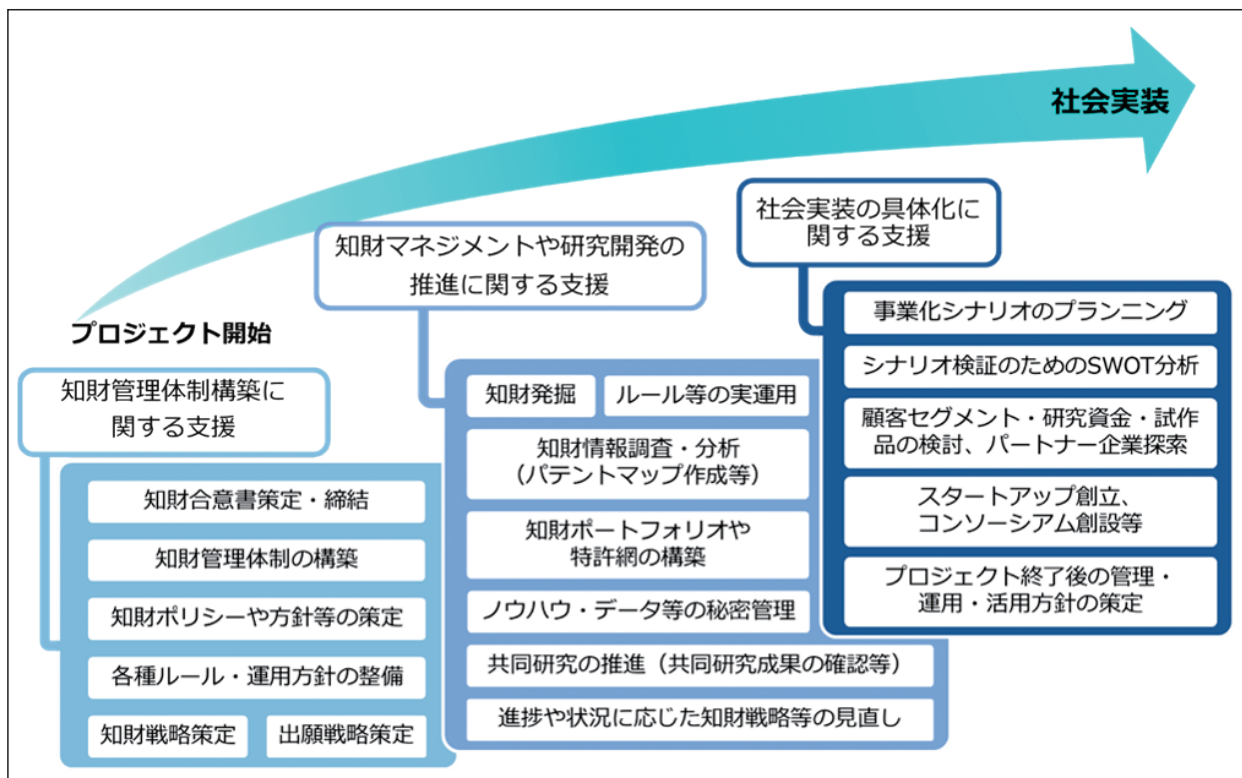
iNatの概要

- iNat（競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（IP Acceleration program for National R&D projects））は、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）が提供する知財支援事業です。
- 公的な競争的研究費による研究開発プロジェクトを推進する大学、研究開発機関、ファンディングエージェンシー（FA）等に対して、知的財産マネジメントの専門家である知財戦略プロデューサーを派遣し、革新的な研究開発成果の迅速な社会実装を支援することで、イノベーションの実現を目指します。
- プロジェクトの初期段階より、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定や、プロジェクト参画研究開発機関におけるスタートアップ創立などの社会実装を加速する活動を支援します。



支援スキーム	ポイント
①研究機関派遣型	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 支援年数の上限を撤廃 ✓ 必要な日数分だけ、柔軟な支援が可能（最大90日/年）
②FA派遣型	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 支援開始時に支援計画を作成。継続支援には支援計画の達成が必要

■ プロジェクトの進捗に合わせて、様々な支援が可能です



2 プロジェクト終了に向けた知財活用支援項目

プロジェクト終了に向けた知財支援として、保有知財の状況を正確に把握するための「知財の棚卸」、「取扱方針策定」、ライセンスや標準化等による「知財の活用促進」、スタートアップ等への「知財の移転支援」等が必要となります。またプロジェクト終了後においても知財の活用が継続できるような「仕組みづくり」を行うことも大切です。以下にそれぞれで実施すべき内容について説明します。

1. 知財の棚卸

- FIP、BIP^(*)をリストアップする
- FIP、BIPの権利化状況、権利維持状況を確認する
- FIP、BIPの戦略的価値評価（コア、周辺、事業必須、防衛等）を行う
- FIP、BIPの帰属状況(共願の場合は共同出願契約)、実施許諾状況を確認する
- 上記の情報を整理した管理表（データベース）を作成する

2. 取扱方針策定

- プロジェクト終了後の知財（ノウハウを含む）の取扱方針の策定
- 知財戦略（オープン&クローズ戦略）に基づき、取扱方針（特許の許諾可否・条件、ノウハウの開示可否・条件等）を定める
- プロジェクト終了後の知財の管理・運用・活用方針を策定する
- 事業化の進展に応じた取扱方針の見直し時期・条件・方法を定める

3. 知財の活用促進

- 取扱方針に基づいた知財活用促進
- オープン領域の特許について実施許諾先の探索、許諾条件交渉、実施契約締結を行う
- 標準必須特許についてパテントプールへの登録を推進する

4. 知財の移転支援

- コンソーシアム、管理団体への許諾／譲渡に向けて、基本方針の合意形成、許諾／譲渡条件交渉・合意、移転契約締結を行う
- スタートアップ／ベンチャーに引き継ぐ場合、優遇措置を考慮して許諾／譲渡条件を定める
- 後継プロジェクトに引き継ぐ場合、参画機関の変化に留意してBIPの取扱方針を定める

5. プロジェクト終了後の管理・運用・活用

- 定められた方針に従って管理・運用・活用を進める
- 知財管理・運用のための資金の確保に努める

*FIP (Foreground IP)：プロジェクトの実施を通じて新たに創出された知的財産、

BIP (Background IP)：プロジェクト開始前から参加機関が保有する、プロジェクトで利用する既存の知的財産

3

プロジェクト終了後の知財の 取扱い方のパターン

プロジェクト成果を社会実装する上で、プロジェクト終了後の知財の取扱い方を適切に定めることが非常に重要となります。

以下では、プロジェクト終了後の知財の取扱い方を5つの基本的なパターンに分類しました。

PATTERN

1

コンソーシアム、管理団体を作って管理

プロジェクト参加者が主体となってコンソーシアム、管理団体を設立し、プロジェクト成果である知財の集約と活用を担うもの。活用の窓口が一本化されるメリットがあるが、コンソーシアム、管理団体の運営には運営費用が伴う課題がある。

PATTERN

2

パテントプール会社に委託

知財戦略プロデューサーが支援したプロジェクトでは事例が無いが、過去の日本の先例ではMPEG2、DVD、3G(第3世代移動体通信)などがある。活用窓口の一本化というメリットがあるが、特許権者にとってはライセンス料が減ってしまう、技術の独占ができないなどの課題がある。

PATTERN

3

スタートアップに引き継ぐ

アカデミアの研究成果を迅速に社会実装する手段として近年、盛んに行われている。VC等の投資を得て実用化開発を実施できるというメリットがあるが、ビジネスの目利きができる経営人材の確保や出口(EXIT)をどうするかなど課題は少なくない。

PATTERN

4

後継プロジェクトに移管

プロジェクトリーダーが、前プロジェクトの研究成果をもとに後継のプロジェクトを遂行するために前プロジェクトの知財をそのまま維持するケース。権利の帰属の問題が生じないというメリットがあるが、活用がスムーズに行く場合と行かない場合があり注意が必要。

PATTERN

5

出願元が引き取って個別管理

プロジェクト終了後で最も多いケースである。それぞれの出願人が管理するので管理費用が確保しやすいというメリットがあるが、共願特許の場合は企業主体の管理となってしまうことや、活用には大学知財やTLOの対応力が要求されるなどの課題がある。

なお、上記の5つのパターンは基本パターンであり、実際のプロジェクトに適用する際はプロジェクトのステージや知財ポートフォリオに応じて複数のパターンを組み合わせることもあることに注意してください。

1 コンソーシアム、管理団体を作って管理

プロジェクトで取得された特許、データ等を一括管理し、ワンストップライセンスにより広範な利活用を図ることは、社会実装を実現する手段として有効です。管理する組織は、プロジェクトの中核機関（公的研究機関、技術研究組合等）や新たな管理団体に設置することが考えられます。いずれの場合も、運営基盤（組織構成、運営規則等）や事業内容について関係者間で合意形成を図ることが必要です。

以下に、二つの事例について課題と解決策を含めて紹介します。

事例 ①-1 材料基盤構築プロジェクト

〔概要〕

計算科学を活用した材料予測技術を高速試作やその場計測の技術と併せて開発し、これまでの経験と勘に基づく材料開発を変革することにより、国内素材産業の優位性を確保する。

〔知財の取扱い方〕

コンソーシアム設立による材料開発技術拠点の構築を念頭に置いた知財マネジメントを進めた。プロジェクト参加者が多い場合、創出される知財が分散して活用に支障が出るのが懸念される。そこで、プロジェクト出口認識を共有することにより、中核を担う公的研究機関に知財を集約したワンストップライセンス方式を構築した。知財は、特許、プログラム、ノウハウと併せてデータも想定されることから、個々に知財集約を考慮した取扱いルールを定めた知財合意書を策定するとともに、ルールを適切に運用するための知財運営委員会を設置した。また、オープン&クローズ戦略を導入して、プログラムはオープン領域として公開セミナー等の開催により積極的な技術普及を図った。一方、データ、特許、ノウハウは、市場競争力確保の観点からクローズ管理とした。

プロジェクト終了後には、技術拠点である公的研究機関にFIPについてサブライセンス付き通常実施権を許諾するなどして知財集約を図り、知財と開発技術の利活用窓口としてコンソーシアムが設立され、多くの企業が入会し活動している。

〔長所〕

1. 材料開発の基盤技術に関わる知財をプロジェクトの中核機関に集約することにより、研究開発設備の利用と併せた技術開発拠点が形成される。
2. コンソーシアムは、プロジェクト取得データを格納した「データプラットフォーム」を利用できるA会員と技術コンサルのB会員で構成され、産業界の個別ニーズに対する窓口として機能する。

〔短所・課題〕

- コンソーシアム運営費用の捻出が懸念される。
- 会員の権利や会費に関して、プロジェクト参加者と新規会員の差異化が懸念される。

➔ 課題 ①-1

➔ 課題 ①-2

課題 ①-1

コンソーシアム運営費用の捻出

【課題の説明】

コンソーシアムを運営するためには、運営業務に係る人件費、研究開発設備の運転・管理費などの捻出が課題である。

【解決策】

運営費用は会員の会費により捻出することが基本であるが、この課題解決には、コンソーシアム設立に当たり、設置目的、運営体制、事業内容、会員構成、運営規則等を明確にし、入会が見込まれる者に賛同してもらうことが肝要である。

運営体制は、例えば、運営主体、運営委員会、事務局や事業内容に応じた分科会等である。また、事業内容としては、プロジェクト成果の普及を意図した研究設備の利用を伴う技術相談、情報収集・提供、人材育成、セミナー開催等が挙げられる。これらの運営に係る費用を見積もったうえで、有する権利に応じた会員区分と会費を算定することになる。なお、権利には、個々の事業に参加する権利の他に、コンソーシアム運営に関わる総会や運営委員会等への参加・議決の権利も含まれる。

課題 ①-2

プロジェクト参加者と新規会員の差異化

【課題の説明】

プロジェクト参加者とコンソーシアムの新規会員では、研究開発への貢献度に違いがあり、プロジェクト参加者は権利や会費が優遇されるべきとの意見が出ることが多い。

【解決策】

会員の権利や会費の設定に、研究開発への貢献実績の有無を考慮することは、合理的な理由があると一般的には考えられている。**課題 ①-1** で述べた権利を細分化し、権利に応じた会員区分を設けて会費を設定した上で、プロジェクト参加者の優遇度を決めることになる。なお、将来、コンソーシアムの進展に応じた諸条件の見直しはあり得ることである。

事例 ①-2

超高機能構造を有する高分子化合物による
素材産業革命

〔概要〕

天然生物を中心とした遺伝子配列解析、動的高次構造解析及び高分子化合物データベースを構築し、それを超える超高機能高分子化合物素材を創出し、当該新素材の工業用材料加工技術の開発及び特定用途の製品化を目的とする。

〔知財の取扱い方〕

一般社団法人のコンソーシアムを設立し、知的財産権の一元管理・ライセンスの形態（ワンストップライセンス）を実現した。

コンソーシアム設立に先立ち、実施規約の規定に従い、知財運用会議を構成していた機関メンバーと、プロジェクト期間中に創成された知財権の利活用の為、それらの一元管理と実施許諾（ワンストップライセンス）の運用が可能な組織の形態（株式会社、公益社団法人、一般社団法人等）やガバナンスに関する検討を行い、組織スキーム（一社：知財コンソーシアム）を策定した。

その際、他業界を中心にパテントプール事例のベンチマーキング（DVD、iPS細胞、炭素繊維等）を行った。

〔長所〕

1. 関連する知財群の評価・維持管理実務の一元化、ライセンス交渉窓口の一本化
2. 高分子化合物素材の用途開発に係る知財の取扱い・ルールの共通化・一本化
3. 中立・公益的な組織が管理・運営を行うことによる社会的信用の獲得

〔短所・課題〕

1. 知財コンソーシアムの会員数の維持・拡大をいかにして行うか？ → 課題 ①-3
2. 知財コンソーシアムで管理・実施許諾対象の知財群の評価方法の公平・公正性をどう担保するか → 課題 ①-4
3. 実際のビジネス開始から将来のコンソーシアム収益モデルをどう構築していくか？ → 課題 ①-5

課題 ①-3

会員数の維持・拡大、コンソーシアム運営・管理費用の確保

【課題の説明】

1. 会員数を拡大するために、まだコスト的には割高な新素材や中間財の未加入企業に対して、コンソーシアムへの加入のメリットをどのようにアピールするか。
2. 管理団体の収支がブレークイーブンに達するまでのコンソーシアム運営・管理費の捻出をいかなる方法で行うのか。

【解決策】

1. コンソーシアムの運営母体が、既存の会員と共に長期的な視野で新素材の優れたポイントやコンソーシアムへの加入のメリットについて訴求する公開セミナーを開催する。
2. クラウドファンディングの可能性を検討する。

課題 ①-4

関連する知財群の評価方法の公平性、公正性をいかに担保するか

【課題の説明】

1. 創成された特許権に関して、通常の特許の評価方法を基本としながらも、コンソーシアムにおける議決権と関連付ける為の要素を盛り込む必要があった。
2. コンソーシアム会員に対して、公平性を担保する客観的な指標の設定を行う必要があった。

【解決策】

1. 特許権の価値評価に基づいて付与する運営委員会等での議決権の数を考案する。
2. 権利状態ポイント（出願中、特許査定、残存権利期間等）、クレームポイント（検出性、有用性）出願国ポイント（日、米、中国、欧州、PCT出願）を設ける。

課題 ①-5

採算が取れるコンソーシアムの収益モデル

【課題の説明】

1. 新素材の実用化・用途拡大及び早期普及に伴う委任特許（管理団体に会員から委任された特許ポートフォリオ）のライセンス数の増加とそれに伴うロイヤルティ収入の増加

【解決策】

1. 新素材の製造コストを下げるための技術的な改良、改善を行う。
2. 現状の会員の意見を参考にしながら、FRAND条件の緩和・引き下げができないか検討する。

PATTERN 2 パテントプール会社に委託

国家主導の大規模研究プロジェクトにおいて生まれた特許をプロジェクト終了後にパテントプールとして集約することは、主にライセンスによりプロジェクト成果知財の活用を図る場合に、オープンイノベーションの促進と技術の実用化支援に寄与するものとして期待されています^[1]。

パテントプールとは、複数の特許権者が特許を一箇所に集め、第三者にまとめてライセンス供与する仕組みで、これにより個別交渉の手間やコストが削減され、技術の普及が促進されます。特に情報通信技術や標準化技術の分野での重要性が高く、規格に必要な特許を一括でライセンスできることで、新技術の市場導入が加速されます。また、企業間の技術相互利用を促進し、新製品・新市場の創出にも寄与します。さらに、パテントプールは研究開発成果を社会へ還元するためにも重要で、大学や研究機関が保有する特許を共同で管理し、企業に適切な条件でライセンス供与することにより、社会実装が進むとされています。

このように、パテントプールは国民の税金で生まれた知財を最大限活用し、オープンイノベーション環境の整備と企業の実用化支援を目的としています。また、標準必須特許を前提とする典型的なパテントプールスキームとは必ずしも一致しませんが、iPS細胞関連技術に関する知財の集約管理（バンドリング）」と「ワンストップライセンス」を行い、広義のパテントプールと見なされるiPSアカデミアジャパン株式会社^[2]もあります。

[1] <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousou/dai5/siryou3.pdf>

[2] <https://www.kyoto-up.org/archives/387>

事例 2-1 MPEG2、DVD、3G (第3世代移動体通信) など

【概要】

MPEG2、DVD、3G（第3世代移動体通信）技術は、いずれも重要な技術標準に関連しており、それぞれの分野でパテントプールが活用されている。パテントプールは、複数の特許権者が集まって特許を一括してライセンスする仕組みである。この方式により、技術の標準化が進み、ライセンスの管理や取得が簡素化され、普及を促進することができる。

- **MPEG2**：MPEG2は、デジタルテレビ放送やDVDなどで使用される動画圧縮技術である。この技術の普及を促進するため、MPEG-LAというパテントプールが設立され、多数の特許権者がそのライセンスを管理している。
- **DVD**：DVDの技術も、DVDフォーラムという組織によって標準化され、多くの企業が関与するパテントプールによってライセンスが提供されている。これにより、DVDプレーヤーやメディアの製造に必要な特許が集中的に管理されている。
- **3G (第3世代移動体通信)**：3G技術は、通信業界で重要な役割を果たしており、その標準化のためにパテントプールが活用されている。例えば、Qualcommなどの企業が特許を提供し、標準化団体を通じてライセンスが供与される仕組みである。

表1. パテントプールの組織とライセンス政策

パテントプール名称 (設立年)	ライセンス管理者	ライセンスの特徴
MPEG2 (1997)	MPEG LA社	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：10.5～15.5年程度、更新あり（5年） ・ロイヤリティ：デコーダ\$4/台、エンコーダ+デコーダ\$6/台など・ロイヤリティ増額に上限（25%超の引上げなし） ・必須特許追加でもライセンス料は上がらない ・個別ライセンスも可能/収入配分は特許件数ベース
DVD (3C) (1998)	フィリップス	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：10年 ・ロイヤリティ：ディスク1枚5.0セント、プレーヤー3.5%または\$5 など ・最恵国待遇（MFN）条件あり ・ライセンシーに必須特許の合理・無差別条件でのグラントバック義務 ・対象：DVDプレーヤー115特許、ディスク製造95特許/将来必須特許も合理条件でライセンス
DVD (6C) (1998)	東芝	<ul style="list-style-type: none"> ・契約：2007年末まで+5年自動更新 ・ロイヤリティ：ディスク1枚7.5セント、プレーヤー\$4/台 ・最恵国待遇（MFN）条件あり ・ライセンシーに必須特許の合理・無差別条件でのグラントバック義務 ・対象：現在および将来の「全ての必須特許」 ・個別ライセンスも可能/収入配分は特許件数ベース
3G Platform (W-CDMA / cdma2000等の 3G規格)	規格ごとの5つのプラット フォーム企業 (必須特許評価は共通企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大累積ロイヤリティ率：5% ・標準ロイヤリティ率：0.1%（個別クロスライセンス交渉は可能） ・必須特許は評価認定のため提出 ・個別クロスライセンスで実支払回避も可能/収入配分は特許件数ベース

出典：長岡 貞男、「技術標準, パテント・プールと今後の標準政策」、研究技術計画17巻 1/2号(2002)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsrpm/17/1_2/17_KJ00002340230/_pdf/-char/ja

[長所]

1. 複数の大学・企業がある技術について複数の「標準必須特許（SEP）」を有する場合、パテントプールを利用すると実施を希望する企業がライセンスを受けやすい（コスト、交渉・手続きの簡素化など）
2. 技術のライセンスの提供、実施が活発になり、市場拡大、業界全体の発展につながる
3. ワンストップライセンスの実現……多数の特許権者と交渉・契約する手間が省ける
4. 紛争回避効果……中立な第三者によって必須特許が選定される
5. 法的リスクの低減……特許侵害のリスクを低減し、法的なトラブルを回避できる

[短所]

- 特許価値の最大化は困難……“全体としてFRAND*”の対価を実現しようとするのが目的
 具体的には、ライセンスを提供する方としては、ライセンス料やロイヤリティが減ってしまう懸念がある、また、ライセンスを受ける方としては、技術の独占ができなくなる可能性が高い
- *「公正、合理的かつ非差別」（Fair, Reasonable and Non-Discriminatory）な条件
- 利益配分の問題……参加企業間での利益配分について合意が得られない場合、トラブルが生じることがある

[課題]

- パテントプールの設立、運営方法をどのようにすればよいか → **課題 2-1**
 コンソーシアムを形成する大学、企業が共同で設立、運営するのか？あるいは既存のパテントプール会社に委託するのか？

- 独禁法に抵触しないための参加者のルール作りをどのようにすればよいか → **課題 2-2**

課題 2-1

パテントプールの設立、運営方法をどのように選択すればよいか

【課題の説明】

パテントプールの設立、運営には、パテントプールの運営主体によって

(1) 大学・企業がコンソーシアムを形成してパテントプールを設立・運営する方法

(2) 既存のパテントプール運営会社へ委託する方法

が、考えられる。

以下の表は、(1) と (2) のいずれを選択するかを検討する際の参考情報としてそれぞれの特徴をまとめたものである。

項目	大学・企業が共同設立 (新規コンソーシアム)	既存のパテントプール会社に 委託
主導権・運営自由度	高い (ルールを柔軟に設計可能)	低い (既存のルールに依存)
中立性・信頼性	中立性確保に工夫が必要 (利益相反リスク)	第三者的中立性が高く、信頼されやすい
ノウハウ	少ない (法務・ライセンス・審査体制の構築が必要)	豊富 (制度設計・ライセンス運用実績あり)
立ち上げまでのスピード	遅い (半年～1年以上)	早い (数ヶ月～)
コスト	初期投資・維持費が高額	委託手数料+運用費用で比較的低リスク
カスタマイズ性	高い (自分たちの目的に特化可能)	低い (標準的なスキームに従う)
独禁法対応リスク	自力で対応必要 (制度設計・弁護士対応)	専門知識に基づいた体制でリスク軽減可能

【解決策】

1. パテントプール運営主体の選択指針

以下の表は、(1)、(2) を選択する際に考慮すべき観点 (プロジェクトの目標や特徴) とそれぞれの観点到該当する場合の選択指針を表にまとめたものである。複数の観点到該当する場合は、より優先度の高い観点的選択指針に従って適切な運営主体を選択することが考えられる。

プロジェクトの目標や特徴に関する観点	運営主体の選択指針
標準技術の確立を目指す (公的要素が強い)	→ 大学・研究機関主導によるコンソーシアム設立
技術の民間実装・ビジネス化が急務	→ 既存パテントプール会社に委託
技術分野の複雑さ/特許の量が多い	→ 既存パテントプール会社に委託 (審査ノウハウの活用)
パートナー間での信頼関係・共通目的が強い	→ 大学・企業によるコンソーシアム設立でも可
独禁法・法務体制に自信がない	→ 既存パテントプール会社への委託が安全

2. 各方法に関する対策案と留意点

(1)、(2) のいずれかを選択する場合の留意点として、それぞれの方法を実施する際に必要な対策を列挙する。

(1) コンソーシアム設立を選ぶ場合に必要な対策

- 中立性の担保：外部専門家（弁護士、技術評価委員）を委員会に組み入れる
- 法務・独禁法対策：ガイドライン（例：公取委「技術標準化と独占禁止法」）に基づき弁護士を交えて制度設計
- 透明性の確保：特許評価基準・ライセンス料の算出根拠を文書化し、第三者の監査も視野に入れる
- 初期コスト対策：国や地域の産業支援補助金・大学支援事業の活用

(2) 既存のプール会社への委託を選ぶ場合に必要な対策

- 契約条件の精査：知財管理・収益分配のルールが透明であるか確認
- 特許の扱い範囲確認：自社の重要特許が過小評価されるリスクに注意
- 適合性の確認：自社技術がすでに他のプールと競合しないか事前調査
- 知財方針の明確化：委託後も自社特許戦略と齟齬が出ないように整理しておく

3. まとめ（状況と運営推奨案）

プロジェクトの性質・特性に応じたプール会社の運営主体選択の推奨案を以下の表にまとめる。

プロジェクトの性質	推奨案
大学主導・公的研究が中心、国の助成対象技術	コンソーシアム形式での独自設立が有効
中小企業・スタートアップ主体、実装を急ぐ場合	既存プール会社への委託が効率的
国際標準化を目指す or SEP対象技術	専門プール会社と連携して進めるのが安全

課題 2-2 独禁法に抵触しないための参加者のルール作り**[課題の説明]**

パテントプールは、複数の企業や団体が自社の特許をまとめてライセンス供与する仕組みですが、運用次第では独占禁止法に抵触する恐れがある^[3]。そのため、独禁法に触れないためのパテントプール参加者のルール作りの対策が必要である。

[3] <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>

[解決策]

1. 必ずオープン・アクセス性を担保する
 - 参加企業・非参加企業を問わず、“合理的かつ非差別的条件 (FRAND)”でライセンス提供する旨を明記。
 - ライセンス条件を透明化し、後出しによる差別的取り扱いを禁止。
2. 必須特許 (Standard Essential Patent, SEP) に限定する
 - パテントプールに含める特許は、標準化団体などが認定した“[実施不可避な特許]に限定”する。
 - 周辺特許や競争排除目的の特許の混入を避ける。
3. 独立評価委員会を設置し、特許の有効性と必要性を評価
 - パテントプールに含める特許を中立機関または専門委員会で事前評価・審査。
 - 技術的重複や無効のリスクがある特許は除外。
4. ライセンス料金の算出根拠を明確にする
 - ライセンス料の算出方式 (例：実施数・売上比・定額など) を事前に開示。
 - 利用者が納得できる透明な基準を設け、差別的料金設定を防止。
5. 参加の自由を明文化する (強制排除禁止)
 - 他社のパテントプール参加を妨害したり、特定企業の参加を拒否するような排他的条件を禁止。
 - 他のライセンス形態 (例：個別ライセンス) を妨げないことも明記。
6. ライセンス交渉の自由を確保
 - ライセンス提供者と利用者が個別交渉を行う権利を残す。
 - パテントプール外での契約も排除しない旨を記載。
7. 市場支配的地位の濫用を避ける
 - ライセンシーに対する過度な制限 (例：製品地域制限、二次ライセンスの制限など) を禁止。
 - 他社技術との競争を排除するような条項は明確に避ける。
8. 公正取引委員会等との事前協議
 - パテントプール設立前または設立時に、公正取引委員会との協議・確認を実施し、意見を反映させる。

プロジェクトの研究成果を用いてスタートアップを起業し、事業化を進めることは近年一般化してきており、有効な方法であると考えられます。プロジェクトが終了した場合、特許の維持管理が困難になる場合がありますが、スタートアップに引き継ぐことで外国出願の資金調達が可能となり、グローバル展開を視野に入れた事業展開も可能となります。

その際に、権利帰属（所属機関・共同出願人・資金提供者との契約）の確認が必要となります。移転に伴う形態（譲渡、ライセンス）と対価（一時金、ロイヤリティ、ストックオプション）、改良発明や派生特許の帰属等の契約も重要です。

また、プロジェクト参画機関のCVCファンドによってスタートアップを設立することもありますが、CVCとの交渉においては、単なる資金調達を超え、事業シナジー創出（共創）を目的とした相互理解が重要になり、事業部の意向とスタートアップのスピード感のギャップを埋め、双方向の信頼関係を築くことが重要です。

なお、既存の企業に知財を引き継ぐ場合においてもスタートアップに引き継ぐ場合と共通の課題が多く、本項の課題と解決策が参考になると考えられます。

また、スタートアップに引き継ぐ場合は既存の企業に引き継ぐ場合に比べ、知的財産の取扱いに慣れていないことが多いため、一定期間支援を継続する必要があります。

事例 3-1

次世代ライフサイエンス技術開発プロジェクト

【概要】

次世代ライフサイエンス技術の研究開発を推進するプロジェクトを、大型の競争的資金を得て3つのアプローチにより実施した。その1つである「人工ゲノム技術」に関連する「DNA合成・増幅技術」の研究成果に関する特許出願が、研究終了時に設立されたスタートアップに移転された。

【知財の取扱い方】

プロジェクト期間中に基本特許となる「遺伝子増幅」と「遺伝子連結」に関する発明2件について先行技術調査による競合分析を行い、新規性・進歩性を確保できる出願戦略を策定した。発明者の所属する大学の特許出願体制が十分ではなかったため、これらの発明は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の知財集約制度を活用して出願した。

知財集約制度は、大学等が単独で保有・維持が困難な特許をJSTが譲受し、出口を見据えて一元的に管理・活用を促進する仕組みで、集約された知財は、技術移転やイノベーション創出に向けた活用が進められる。

本プロジェクトでは、プロジェクト成果の事業化を目的としてプロジェクト終了時にスタートアップを設立した。スタートアップ設立に際し設立に関する留意点等の情報提供が行われた。

知財集約制度によって出願された特許は、JSTからスタートアップへ移管され、その後スタートアップにより出願された「遺伝子編集」の特許と共に、外国出願され、各国で権利化がなされた。その後スタートアップは海外企業に100億円以上で買収され、研究成果の社会実装が実現した。

【長所】

1. スタートアップを設立することでVC（ベンチャーキャピタル）からの投資を受けることができるようになる。当該投資を活用して複数国への出願をすることで、グローバルな権利化が可能となる。

2. 経験豊富な経営者が参画することにより、海外企業とのアライアンスが進みやすくなる。(本事例の場合、結果的に買収につながった。)

[短所]

1. 知財集約制度の認知度が低く、活用事例が限られている、また支援制度は大学を対象としており、研究開発法人等は利用できない。
2. スタートアップ設立に伴う技術移転契約、人材確保が難しい。

[課題]

1. 技術移転時の契約に伴う対価設定を考慮する必要がある。 → **課題 3-1**
2. スタートアップの経営者となる適切な人材の確保が必要である。 → **課題 3-2**

課題 3-1 スタートアップに技術移転する際の対価設定

[課題の説明]

1. 未成熟な技術や市場では、適正価値の算定が難しい。
2. 初期段階のスタートアップは資金力が弱く、高額な対価は払えない。
3. ライセンス条件 (独占・非独占、地域、期間) が対価に直結し、交渉が複雑化する。

[解決策]

1. 複数の評価手法を組み合わせることで算定精度を高める。
2. 株式や新株予約権を活用し、資金不足を補う。
3. オプション契約を設定し、資金調達後に履行できる仕組みを導入する。

課題 3-2 スタートアップの経営者となる適切な人材の確保

[課題の説明]

1. スタートアップでは事業戦略・資金調達・人事管理など幅広い能力が求められるが、バランスよくこなせる人材は少ない。
2. 初期フェーズでは資金調達が不十分なため、理念や挑戦心への共感が重要である。
3. 経験豊富な候補者は既存ネットワークで引く手あまたであり、アクセスが困難である。

[解決策]

1. 業界イベントや投資家ネットワークを活用し、候補者との接点を増やす。
2. ビジョンを明確に言語化し、理念に共感する人材を確保する。
3. 報酬だけでなく、ストックオプションや成果連動型報酬を提示する。
4. 段階的な役割付与 (アドバイザー→COO→CEO) でミスマッチを減らす。

事例 ③-2

物理情報システムの安全性保証ソフトウェア 開発プロジェクト

【概要】

製品の信頼性や開発効率の向上を目的に、先進的形式手法を実問題に応用・実装してその可用性、可搬性を向上させ、ツール実装を洗練させるための開発を実施する。ソフトウェア品質の課題を解決するICTサービスとして、プロジェクト成果の事業化を目指す。

【知財の取扱い方】

本プロジェクト成果の特許出願人は、ほとんどが発明者が所属する研究機関単独であり、他大学、共同研究先の企業との共願は2件。前身の開発プロジェクトも含めた成果である知財は、発明者所属機関が維持・管理する。

本プロジェクトに続く後継プロジェクトの研究リーダーは、本プロジェクトのリーダーと同じ教授であり、プロジェクト成果は引き続き当該機関で管理されている。この際、プロジェクト成果である知財（特許出願など）を後継プロジェクトで手当てすることを、早めに、研究機関の知財管理部門に伝えておくことが重要である。

本プロジェクトにおける知財活動では、スタートアップ事業展開を支える知財群形成と、スタートアップへのシームレスな技術継承を目標として、新たなアイデアに基づく発明提案を掘り起こして出願に繋げるとともに、前身のプロジェクトにおいて出願された案件は、スタートアップでの活用を念頭に、国内での確実な権利化と外国出願を積極的に推進した。また知財群形成と並行して、事業化を見据えた特許動向調査をおこない、注目企業の特許動向を把握した。

プロジェクト最終年に発明者所属機関発のスタートアップが起業されたことから、必要な知財は、研究機関からスタートアップに実施許諾された。なお、本プロジェクトの目的のひとつが、「スタートアップ立ち上げ」であり、国プロで伴走支援をするスタートアップ担当の事業プロモーターによる支援を受けることができたことは大きな力となった。

【長所】

1. プロジェクトの研究者、技術者をスタートアップ発足に合わせて異動させることにより、ノウハウ等を順調にスタートアップに移転することができる。
2. スタートアップに必要な知財が、スタートアップの母体となる発明者所属機関が保有する案件のみであり、かつ前身プロジェクトと後継プロジェクトの研究リーダーが同じである場合は、前身プロジェクト終了に伴う、後継プロジェクトへの知財の引き継ぎ方に悩むこともなく、また実施許諾交渉の窓口が一つのため、実施許諾に関する交渉もスムーズに進めることができる。

【短所】

1. スタートアップ側は、自らが必要とする知財のみの許諾を受けており、発明者所属機関が保有するプロジェクト関連特許のすべてを活用できていないわけではない。そのために、発明者所属機関では、引き続き権利化のための費用が発生している。
2. 特許とともに開発したソフトウェアの実施も許諾しているが、金額の妥当性を含め、ソフトウェア実施料の算定が難しい。

【課題】

1. スタートアップへの実施許諾条件（対価を含めて）の妥当性判断。 → 課題 3-3
2. 研究者自身が保有するノウハウなど、人に付随する知的財産の移転方法。 → 課題 3-4
3. 特許などのプロジェクト成果を複数の参画機関が保有する場合に、スタートアップへの技術移転をどのように進めるか。 → 課題 3-5

課題 3-3 スタートアップへの実施許諾条件の妥当性判断

【課題の説明】

大学などの研究機関発スタートアップでは、スタートアップ発足の母体となった当該研究機関から成果の実施許諾を受けることが一般的であろう。その場合、スタートアップ側に立てば、実施許諾条件はできるだけ安価に設定したいが、プロジェクトの成果物が公的資金を投入して実施されて得られたものである以上、成果物たる知財の実施許諾条件は、第三者に対して説明できるように設定されるべきである。

発足間もなく資金的にも余裕がないスタートアップに、過度に高額の実施許諾条件を提示しても、交渉は妥結しないことが予想される。実施許諾条件は、第三者へ納得性のある説明ができるかという点と、スタートアップ側の資金状況とのバランスを考慮して設定すべきである。

【解決策】

1. 特許権の実施許諾条件

最低ラインとして、権利化までに要した費用と工数から決まる金額を一時金として設定し、プラスアルファとして、スタートアップでの売り上げへの寄与率を基にしたランニングロイヤリティを設定する。
2. ソフトウェアの実施許諾条件

開発に要した工数あるいはソフトウェアの規模（プログラムのライン数など）をベースラインに置いて一時金とし、製品への貢献度に応じて、ランニングロイヤリティを設定する。

課題 3-4 研究者保有ノウハウ等、人に付随する知的財産の移転

【課題の説明】

明文化されていないノウハウは人に付随する知的財産の一つである。プロジェクトにおいて、すべての成果が明文化できるわけではなく、またプロジェクト終了時に明文化可能な成果が全て明文化されているとは限らない。特にノウハウは明文化されずに成果を創出した研究者自体に取り込まれている場合が多い。成果の移転に際しては、このようなノウハウを効果的に移転する手法が望まれる。

【 解決策 】

1. プロジェクトの研究者、技術者には、発足に合わせてスタートアップに異動してもらう。
2. 研究機関とスタートアップ間で、技術移転を一定期間支援する取り決めをおこなう。成果を創出した研究者が、スタートアップ側の担当者に対して技術移転を指導する。
3. 研究者が持つノウハウをできる限り文書として書き出して有形化して、これをスタートアップに提供する。

課題 ③-5

複数の参画機関が保有する成果の スタートアップへの移転

【 課題の説明 】

複数の参画機関のもとで実施されるプロジェクトでは、複数の参画機関が共同で開発した成果物が多数生まれる。例えば、共願の特許発明や共同著作のソフトウェア、研究開発データ、共著の研究論文に記載された研究成果物などである。プロジェクト終了時にこれらの成果物を技術移転する場合、各参画機関の思惑が異なるために技術移転の合意が得られない、あるいは合意を得るために相当数の時間と工数を要してしまいスムーズな移転が図れない、などという課題が想定される。

【 解決策 】

1. プロジェクト開始時に参画機関間で取り決める知財合意書や共同知財協定の中で、明示的に、プロジェクト終了時の成果の扱いを規定しておく。共同成果物の移転に関しては、原則としてスタートアップ等への移転を認める旨の規定にしておくことが望ましい。
2. 上記の成果取り扱い規定を受けて、複数の参画機関が生み出した共同成果物の円滑な移転手順を定めた手順書を作成し、参画機関の合意を得ておく。
3. 共願の特許発明については、出願時に取り交わす共同出願契約のなかで、原則として、実施を希望する（スタートアップ等の）第三者に対して実施許諾を認める旨を規定しておく。

PATTERN 4 後継プロジェクトに移管

プロジェクトリーダーが、前プロジェクトの研究成果をもとに後継のプロジェクトを遂行するために前プロジェクトの知財をそのまま維持するのは、技術の連続性を保つ上で良く行われる手法です。研究開発スピードの向上や初期費用の節約とともに、知財の権利の帰属の問題が生じないというメリットがあります。その反面、研究戦略が硬直化する、既存の知財を維持すること自体に予算が割かれ研究開発費を圧迫する、前プロジェクトの参加者と後継プロジェクトの参加者が異なる場合、前プロジェクトの知財を使用するためのライセンス料や使用条件の調整に時間を要する等のデメリットが考えられます。

事例 4-1 新材料分野のプロジェクト

【概要】

物性を理論予測することにより新概念である「状態密度エンジニアリング」での構造設計の確度を高め、望ましい物性の新規ナノ合金材料を創出できることを実証する。また、これら新規ナノ合金材料の量産化技術を確立し、試作サンプルを提供することで企業との協業に導くことを目指す。前プロジェクトで創出された発明は、後継プロジェクト（プロジェクトリーダーは同じ）に引き継がれた。

【知財の取扱い方】

先行プロジェクトに参画していたA社（後継プロジェクトには非参画）が先行プロジェクトで創出された複数件の発明のライセンスを希望したので、後継プロジェクトにおいて2021年4月からライセンス活動を開始し、2023年5月にライセンス契約を締結した。

【長所】

1. 譲渡（ライセンス）先企業がプロジェクト参画者であり、発明内容を熟知しているので、譲渡やライセンスがスムーズである。

【短所】

1. 発明内容を熟知しているがゆえに、譲渡（ライセンス）価格を値切られやすい。

【課題】

1. 参画企業が競合関係にある場合に未公開特許が開示できない。
2. 参画企業間の知財の譲渡・許諾がスムーズに進められない。

➡ 課題 4-1

➡ 課題 4-2

課題 4-1

参画企業が競合関係にある場合の 未公開特許の内容紹介

[課題の説明]

1. 競合企業間の情報漏洩リスク
未公開特許は出願中または出願予定の技術であり、公開前に競合企業に知られることで模倣や先回り出願のリスクがある。
2. 知財の帰属・利用権の不明確さ
前プロジェクトの知財がどの企業に帰属しているか、また後継プロジェクトでの利用権が明確でない場合、トラブルの原因になる。
3. 信頼関係の欠如
競合関係にある企業間では、技術情報の共有に対する心理的抵抗が強く、協力体制が築きにくい。
4. 契約・法的整備の不備
未公開特許の紹介に関する契約が整備されていないと、後々の権利紛争につながる可能性がある。

[解決策]

1. 秘密保持契約（NDA）の強化
参画企業間で厳格なNDAを締結し、未公開特許の情報を扱う際のルールを明文化する。またNDAには違反時のペナルティも明記することで抑止力を高めることが考えられる。
2. 知財管理体制の構築
国プロ全体で知財管理委員会などを設置し、知財の帰属・利用・公開タイミングを統一的に管理する。特許の紹介は、委員会を通じて行うことで公平性と透明性を確保することが考えられる。
3. 技術評価と非競合領域の明確化
未公開特許の技術内容を評価し、競合企業の事業領域と重複しない部分のみを共有する。また競合関係が強い企業には、技術の概要のみを紹介し、詳細は段階的に開示することが考えられる。
4. 段階的開示とアクセス制限
特許情報の開示を段階的に行い、初期段階では概要のみ、信頼関係が構築された後に詳細を開示する。また情報へのアクセスは必要最小限の関係者に限定することが考えられる。

課題 4-2

参画企業間の知財の譲渡・許諾を円滑に進めるには

[課題の説明]

1. 知財の帰属が不明確
前プロジェクトで創出された特許が、どの企業・機関に帰属するかが曖昧な場合、譲渡・許諾の交渉が困難になる。
2. 譲渡・許諾条件の不一致
企業ごとに知財戦略が異なり、譲渡価格や許諾範囲（独占・非独占など）に関する意見が対立することがある。
3. 競合企業間の利害対立
特許の譲渡や許諾が競合企業に有利に働く可能性があるため、技術流出を懸念する企業が譲渡・許諾に消極的になることがある。
4. 契約交渉の煩雑さ
特許の譲渡・許諾には法的な契約が必要であり、交渉に時間とコストがかかる。

[解決策]

1. 知財の帰属と利用ルールの明文化
プロジェクト開始時に、知財の帰属・利用・譲渡・許諾に関する基本ルールを契約書や覚書で明確に定めることが考えられる。
例：成果物の特許は発明者所属機関に帰属し、国プロ参加企業には一定の利用権を付与する。
2. 標準化された譲渡・許諾契約テンプレートの導入
国プロ事務局や支援機関が、譲渡・許諾契約の標準テンプレートを提供し、交渉の効率化を図ることが考えられる。
例：独占・非独占、地域・期間・用途制限などを選択式で設定可能な契約書。
3. クロスライセンスや共同利用契約の活用
競合企業間での技術共有を促進するため、クロスライセンス契約や共同利用契約を導入することが考えられる。
例：各社が持つ特許を相互に非独占的に利用可能とする代わりに、一定のロイヤリティを支払う。

プロジェクト成果知財を自らが活用して事業化を行う場合に限らず、ライセンスによる活用を図る場合でもプロジェクト終了後の知財管理として、出願元が知財を引き取り、個別に管理する方法が選ばれることがあります。この場合、知財の有効活用と保護が重要です。ライセンス（事業化）に向けて、プロジェクト参画機関間で事前に明確に定めておくべき項目を整理することが求められます。

特に以下の点を最低限定めておくことが望ましいです。

- 知財の実施許諾に関する条件
- 知財の移転やライセンス契約のプロセス
- ライセンス（事業化）に向けた権利関係の整理

これにより、円滑な知財活用ができるようになります。

事例 5-1 大学での知財管理

【概要】

国家主導の研究開発プロジェクト(いわゆる「国プロ」)では多数の大学・企業・研究機関が連携し、プロジェクト期間中に特許などの知的財産が創出される。プロジェクト終了後、その知財をどのように管理・活用するかは重要な課題である。特に各出願元(発明者が属する大学や企業など)が自らの特許を引き取り個別管理するケースでは、迅速な利活用が期待できる一方で、知財が分散してしまう懸念も指摘されている。

【知財の取扱い方】

プロジェクト終了後、大学(知財部/TLO)が窓口となり、大学が出願人となっている特許(および関連ノウハウ)を大学側で一元管理することとした。大学は、知財戦略プロデューサーの支援の下、プロジェクト終了時点での知財棚卸し(特許/出願、ノウハウ、データ、ソフト等)を実施し、維持・権利化(国内外)、放棄、活用(ライセンス/譲渡/スタートアップ移転)を仕分けし、実施許諾・譲渡等の契約実務を実施した。

【長所】

1. 大学知財部が管理するので外部への管理費用はかからない
2. スタートアップへの引き継ぎや、複数の知財を包括した契約などの締結業務がスムーズに運びやすい
3. 迅速な意思決定と戦略的一貫性を持って積極的な利活用が期待できる。

【短所】

1. 複数の機関による共同出願の場合で企業が出願人に入っている場合は基本的には維持費を供出している企業主体の管理となってしまう
2. 大学・国研の単独出願の場合は、大学知財がTLO活動にどれくらい力を入れているかにより実施の可能性は大きく異なる
3. 企業との共同出願の場合で第三者への実施許諾が可能となった場合も、その実現はTLO活動によるところが大きい
4. 実施契約や実施許諾契約などの契約業務において大学知財に対応できる力があるか

【課題】

1. 大学知財において、「出願・維持管理」だけでなく、「法務、契約」と「TLO」部門の充実が望まれる

➔ 課題 5-1

2. コンソーシアム運営を続ける場合、実施料がコンソーシアムに残る仕組みが必要。

→ 課題 5-2

課題 5-1

大学知財において、「出願、維持管理」だけでなく、「法務、契約」と「TLO」部門の充実が望まれる

【課題の説明】

国家プロジェクト終了後における大学主体での知財管理において、「出願・維持管理」だけでなく、「法務・契約」と「TLO（技術移転機関）」の機能強化が求められるという点は極めて重要である。これは、知財の実用化・事業化（社会実装）を大学が主体的に進める上で避けられない課題である。

【解決策】

1. 法務・契約機能の強化

対策	内容
知財法務専門人材の配置	知財契約経験のある法務人材（弁護士・弁理士）をTLOやURAに常駐・兼任
標準契約書の整備	共同研究、共同出願、実施許諾に関する標準契約テンプレートを大学として整備
産学連携契約レビュー体制の構築	総務・法務部門と連携した事前レビュー体制を明文化（審査委員会の設置など）
内部教育の実施	研究者・事務職員に対し、「契約における知財管理」の研修を定期実施

2. TLO部門の充実と機能強化

対策	内容
技術移転人材の育成	科学技術振興機構（JST）の研究開発マネジメント人材育成プログラム ^[4] 等を活用し、人材を育成・確保
研究シーズの発掘とマッピング	各研究室にヒアリングを実施し、技術資産のデータベースをTLO主導で構築
企業とのマッチング支援	地域の産業支援機関や商工会議所と連携して、技術説明会・相談会を開催
インセンティブ制度導入	教員がライセンス収入を得られる仕組み（配分制度）を大学規程として整備

3. 財政・制度面での自立体制構築

対策	内容
大学独自の知財戦略部門の設置	産学連携本部とは別に、知財戦略課／ユニットを設けて一貫管理を実施
知財維持費用の内部プール制	共同研究・特許収益からのプール資金で出願・年金費用を賄う制度の導入
外部資金の積極活用	関連企業との共同研究、JSTの産学連携事業 ^[5] 等を活用しTLO運営資金に充当

[4] <https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/tt/index.html>

[5] <https://www.jst.go.jp/tt/outline/>

課題 ⑤-2

コンソーシアム運営を継続する場合に 実施料がコンソーシアムに残る仕組みが必要

[課題の説明]

国家プロジェクト終了後に大学が知財を承継する一方で、コンソーシアム（コンサルタント機能を担う組織）に実施料収益がほとんど還元されないという、知財収益の配分構造のアンバランスに起因している。

観点	問題点
契約構造	実施料収益が大学に集中し、コンソーシアムには入らない(=契約設計上の欠落)
コンソーシアムの役割	技術移転、コンサルティング、契約支援等の実質的貢献があるにもかかわらず、報酬が発明者配賦のみである
インセンティブ設計	コンソーシアム側の持続的運営・人材確保が困難になるリスク

[解決策]

1. 実施料配分スキームを再設計し、契約に配分比率を明記する
 - コンソーシアムがライセンス支援、契約交渉、企業連携、収益回収支援を担っていることを明記し、「成果活用の実施支援に対する対価」として定義する。
 - 配分比率の例：実施料収入(100%)の配分を、大学：60%、発明者：20%、コンソーシアム：20%とする。
2. コンソーシアムによる実施ライセンス再委託権限の設定
 - 大学が「知財権の名義」を持ちつつも、実施許諾権の行使・契約交渉はコンソーシアムに再委託する形にする。
 - この契約に基づき、ライセンス締結時に契約手数料(または歩合)をコンソーシアムが得る仕組みを導入する。
 - 手数料の例：実施料の15～25%をコンソーシアムが交渉・契約支援対価として徴収
3. 実施許諾の包括的共同管理契約(共同ライセンス管理)の導入
 - 大学とコンソーシアムが共同で実施権を管理する形式(共同管理契約[Joint Management Agreement])を締結する。
 - これにより、実施許諾収入の契約上の法的帰属を明確化し、分配対象としてコンソーシアムを含める。
4. コンソーシアムに対する成果活用支援料(管理料)の導入
 - ライセンス契約とは別に、毎年または一括で「技術移転支援料」名目の管理費を大学から支払うスキームを構築する。
 - 実施料の一定割合を大学からコンソーシアムへ「間接費」として還元する方式。
5. 知財スピアウトベンチャー設立時のエクイティシェア
 - 大学発スタートアップが知財を基に創業する場合に、大学が保有する知財に基づき、ベンチャーからの株式持分を大学とコンソーシアムでシェアする。
 - スピアウト時に、支援報酬・株式持分としての収益還元を契約に明記する。

4 プロジェクト終了後の知財の取扱いを円滑にするための方策

プロジェクト終了後は、基本的に日本版バイドールによりプロジェクト期間中に創成された知財が各参加研究開発機関に帰属しているので、分散管理による弊害：（権利者との個別交渉による面倒さや死蔵化・放棄されること等）を防ぎ当該知財を有効に利活用することによって社会実装に繋げていく仕組みづくりが必要です。そのため、プロジェクト終了後において当該知財を誰が（管理主体）、どのような方法で広く事業化を計画している機関に対して、当該知財の譲渡や実施許諾手続きを実行していくのか、プロジェクト終了後の知財の取扱いに関して、参加研究開発機関間で方向性の合意若しくは、少なくとも知財合意書において、協議する旨の条文を挿入することが肝要です。

事例 ① 超高機能高分子化合物による素材産業革命

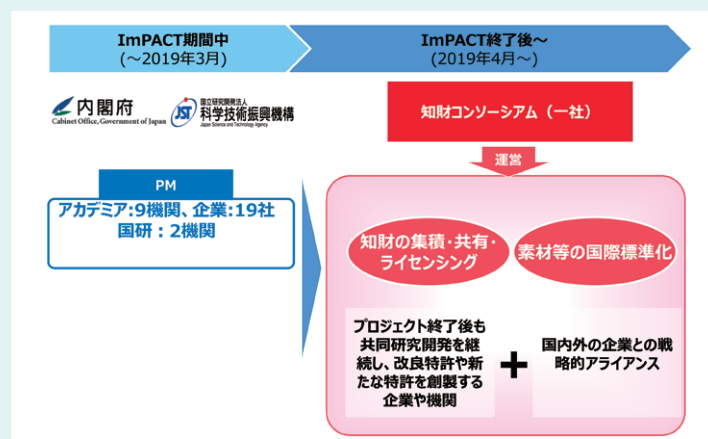
【概要】

当該プロジェクトの初期段階において、参加研究開発機関間でプロジェクト終了後は、オープン&クローズ戦略によりプロジェクト期間中に創成された知財を一元管理し、当該素材の普及拡大のためにワンストップでライセンス活動を行う団体（コンソーシアム）を設立するという方向性の合意があり、知財合意書（実施規約）に条文として挿入した。

【知財の取扱い方】

プロジェクト終了の約1年前から知財合意書に則り、プロジェクト終了後の知財の取扱いについて知財管理委員会にて当初の計画であるコンソーシアム組織の構築につき協議した。成果である特許権等については、コアとなる企業、アカデミア及び研究開発法人である各特許権者から再実施許諾権付き非独占的通常実施権（委任知財権）の許諾を受ける形態で、それらを一元的に管理・ライセンスする知財コンソーシアムを組織し、当該委任知財権に基づく会員の権利・義務を規定した会員規約を策定した。

知財コンソーシアムを組織するに当たって、①組織の形態（株式会社、公益社団法人、一般社団法人等）やガバナンスに関する検討、②知財コンソーシアム事例のベンチマーキング（DVD、iPS細胞、炭素繊維等）、③知財コンソーシアムの定款、会員規約及び運営会議要領の作成、④委任知財権（特許権、意匠権、商標権等）の評価方法・基準の作成を実施した。



【課題】プロジェクト終了後の知財の取扱いを円滑にするには

プロジェクト終了後にプロジェクト期間中に創成された知財が各参加研究開発機関によって分散管理されると社会実装を計画している機関が、当該知財の実施許諾を希望する際、特許権者に対する個別のアプローチが必要で面倒且つ不便である。

【解決策】

知財合意書（実施規約）にプロジェクト終了後の知財の取扱いについて、現行の知財合意書の内容の改定及び管理体制の変更をいつどのタイミングで、資金提供元や参加研究開発機関と検討・協議するのかを条文として追加しておく。

【具体例（実施規約における条文）】

プロジェクトリーダーは、本研究開発プロジェクト終了前に知財運用会議で協議の上、本研究開発プログラム終了後におけるFIPに係る必要な手続、方法、諸条件等の運用に関する、知財運用会議を構成していた者（ファンディングエージェンシーを除く。）の間での協議及びそれらとファンディングエージェンシーとの間の必要な連絡調整を行うため、管理団体を指定することができる。

【効果】

当該プロジェクトは、当初から新素材普及のため創成された知財を一元管理する受皿会社を設立する構想があり、当該プロジェクト終了約1年前より会社の形態、社員総会、及び議決権とリンクする委任知財の評価方法等について検討することができ、当該プロジェクトが終了する頃には、一社の設立、定款、社員総会規程等を整備できることとなった。

事例 ②

バイオ医薬品製造技術開発

【概要】

当該プロジェクト終了前に、後継プロジェクト応募中でほぼ採択の見込みがあったため、知財合意書（知財協約）の条文に則り、プロジェクト終了後の知財の取扱いについて知財管理委員会にて協議し、BIPやFIPの棚卸しと共に知財管理体制につき協議した。

【知財の取扱い方】

プロジェクト期間中に創成された知財（FIP：フォアグラウンド知財のみならずBIP：バックグラウンド知財を含む。）を後継プロジェクトへ承継するために、参加研究開発機関間で譲渡や実施許諾可能なBIPやFIPの整理を行った。更に知財管理委員会を知財活用委員会に改名し、委員の任命、BIP及びFIPのポートフォリオをプロジェクト事務局で管理する体制を構築し、知財協約の該当条項について必要な改定を行った。改定内容は以下の通りである。

1. 知財管理委員会を廃止する。また、プロジェクト中の本委員会とプロジェクト終了後の委員会の役割を明確にするために、本委員会名を知財活用委員会と改名。

※利害関係機関間で協議・調整事項が生じた際は、知財協約の効力の下、当事者間で知財活用委員会を招集できることとする（知財協約より）

2. 委託研究開発機関は、ファンディングエージェンシーと締結済みの委託研究開発契約上の義務を果たす際は、利害関係機関間で調整・協議を行い、直接ファンディングエージェンシーへの届出・事前承認等を行う。
3. 知財協約の規定（有効期間）については、知財管理委員会の届出に関する条項は廃止し、当事者間で協議が必要な部分についてのみ基本的にプロジェクト終了後2年間継続とする。

〔課題〕 プロジェクト終了後の知財の取扱いを円滑にするには

プロジェクト終了後にプロジェクト期間中に創成された知財が各参加研究開発機関によって分散管理されると後継プロジェクトへの承継を計画している機関が、当該知財の実施許諾を希望する際、特許権者に対する個別のアプローチが必要で面倒且つ不便である。

〔解決策〕

知財合意書（知財協約）にプロジェクト終了後の知財の取扱いについて、現行の知財合意書の内容の改定及び管理体制の変更をいつどのタイミングで、資金提供元や参加研究開発機関と検討・協議するのかを条文として追加しておく。

〔具体例（知財協約における条文）〕

プロジェクトリーダー及び各研究開発課題の研究開発代表者は、プロジェクト終了前に知財管理委員会において、プロジェクト終了後におけるFIPの利活用を促進するために必要な手続、方法、諸条件等の運用に関する、知財管理委員会を構成していた者の間での協議及びそれらとファンディングエージェンシーとの間の必要な連絡調整を行うための管理機能の委譲、組織化等について、当該FIPを取得、保有又は所有する参加研究開発機関等と協議するものとする。

〔効果〕

当該プロジェクト終了6か月前に、知財戦略プロデューサーの方でプロジェクト終了後の知財協約の改定、知財管理委員会の体制変更案を作成し、プロジェクト事務局の確認を得てファンディングエージェンシーの承認をとることができた。プロジェクト事務局では、当該プロジェクト期間中に創成されたFIPの利活用を促進する為、BIPと共にそのリストを作成し参加研究開発機関に展開し、後継プロジェクトへのスムーズな引き継ぎができた。

コラム

特有の知財の取扱い方に注意

特定の資金提供元の国プロや特定の政策に関わる国プロにおいて、知財の取扱いについて特有の規定がある場合があるため、プロジェクトにおいて知財合意書等で知財の取扱いを定める場合に留意する必要があります。以下に例示します。

●AMEDプロジェクトの場合

プロジェクト成果知財は日本版バイドールにより原則として創出した機関に帰属しますが、AMEDのプロジェクトでは、受託契約において、緊急時等、公共の利益のために特に必要がある場合に国に対して無償で実施権を許諾することを定めています。

●JSTのK-program（経済安全保障重要技術育成プログラム）の場合

実施契約において、プロジェクト成果知財は届出時に特定技術情報の保全対象の該非判定が行われることになっており、該当する場合、特許出願の非公開制度（日本版秘密特許制度）が適用される可能性があります。

参考資料

- 長岡 貞男「技術標準、パテント・プールと今後の標準政策」研究技術計画、17巻1・2号（2002年）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsrpim/17/1_2/17_KJ00002340230/_pdf/-char/ja
- 経済産業省「ナショナルプロジェクトの知的財産戦略事例集」令和3年度産業技術調査事業 委託研究開発の成果を社会実装につなげる知的財産戦略の実例に関する調査（2022年）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IP_Strategy_Case_Studies.pdf
- 永野 志保「知的財産と国際標準化」特技懇、268号（2013/1/28）
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/268/268kiko1.pdf>
- 経済産業省「標準化のプロセスと知財・標準化戦略」特許庁産業構造審議会知的財産分科会第10回弁理士制度小委員会配布資料2（2017/10/20）
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/10-shiryu/02.pdf
- 内閣府「大学知財マネジメントの現状課題と知財マネジメントの方針策定について（たたき台）」知的財産戦略本部大学知財ガバナンスに関する検討会第1回会合配布資料5（2022/11/4）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/dai1/siryu5.pdf

ナレッジの索引

コンソーシアムでの知財管理に関するナレッジ

- 課題 ①-1 コンソーシアム運営費用の捻出 → P 6
- 課題 ①-2 プロジェクト参加者と新規会員の差異化 → P 6
- 課題 ①-3 会員数の維持・拡大、コンソーシアム運営・管理費用の確保 → P 8
- 課題 ①-4 関連する知財群の評価方法の公平性、公正性をいかに担保するか → P 8
- 課題 ①-5 採算が取れるコンソーシアムの収益モデル → P 8

パテントプール設立・運営に関するナレッジ

- 課題 ②-1 パテントプールの設立、運営方法をどのように選択すればよいか → P 11
- 課題 ②-2 独禁法に抵触しないための参加者のルール作り → P 13

スタートアップへの技術移転に関するナレッジ

- 課題 ③-1 スタートアップに技術移転する際の対価設定 → P 15
- 課題 ③-2 スタートアップの経営者となる適切な人材の確保 → P 15
- 課題 ③-3 スタートアップへの実施許諾条件の妥当性判断 → P 17
- 課題 ③-4 研究者保有ノウハウ等、人に付随する知的財産の移転 → P 17
- 課題 ③-5 複数の参画機関が保有する成果のスタートアップへの移転 → P 18

後継プロジェクトへの知財引き継ぎに関するナレッジ

- 課題 ④-1 参加企業が競合関係にある場合の未公開特許の内容紹介 → P 20
- 課題 ④-2 参画企業間の知財の譲渡・許諾を円滑に進めるには → P 21

大学での知財管理に関するナレッジ

- 課題 ⑤-1 大学知財において、「出願・維持管理」だけでなく、「法務、契約」と「TLO」部門の充実が望まれる → P 23
- 課題 ⑤-2 コンソーシアム運営を継続する場合に実施料がコンソーシアムに残る仕組みが必要 → P 24

知財合意書の記載に関するナレッジ

- 課題 プロジェクト終了後の知財の取扱いを円滑にするには → P 26

お問合せ先

INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）

知財戦略部 イノベーション・企画担当

電話：（代表）03-3581-1101 内線3909

E-mail：ip-sr05@inpit.go.jp

2026年3月発行

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。